

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

栃木厚生年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から同年4月1日まで

昭和43年4月1日にA社に入社して以来、49年12月に退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の回答及び厚生年金基金の記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社B工場から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は「納付していないと思われる。」と回答しており、事業主が昭和46年3月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から3年6月まで
② 平成3年8月

20歳になって何かの通知が届き、国民年金に加入することになり、申立期間の保険料についても納付書により市役所内の金融機関で期限内に支払っていたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書により申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、「過去に国民年金に加入したことがあるので、その後は、会社を辞めたら自動的に国民年金の加入期間となると思っていた。」としていることから、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったとは考え難く、申立人が所持している年金手帳によると、平成7年9月頃に国民年金の第3号被保険者の資格取得手続きを行ったことにより、当該期間が保険料の未納期間となったことがうかがえることから、申立人は、当該期間当時、国民年金に未加入であったため納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年5月19日、申立期間①及び②のいずれにおいても申立人はA市に住居登録しており、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年6月まで
昭和58年か59年頃に、国民年金に強制的に加入しなければならないとの通知があったので加入した。その際、過去の保険料を全て支払わないと加入できないと言われたため、被保険者資格取得時に遡って全て支払ったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年か59年頃に国民年金に加入し、被保険者資格取得時に遡って保険料を全て納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは60年5月22日以降であると推認され、この時点で申立期間の大半は時効により保険料が納付できない期間であり、当該期間に係る納付書が発行されたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和58年7月から59年3月までの期間に係る保険料は遡って納付されたことが確認できるところ、申立人が国民年金に加入した時点で最大限遡って当該期間の保険料を納付したものの、申立期間については時効が成立していたため納付できなかった可能性が考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1035（事案 303、702、810、980 及び 1025 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月まで
昭和 46 年 1 月に町役場に出向き、国民年金に加入し、その場で 42 年 6 月から 45 年 12 月までの 43 か月分の保険料を遡って納付した。その際の窓口の担当者とのやりとりなども具体的に記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人が昭和 46 年 1 月に当該期間の国民年金保険料を納付する際に町役場に持参したとする国民年金手帳には、42 年 6 月 10 日資格喪失と記載されていることから、当該期間の保険料を納付できたとは考え難いこと、また、46 年 1 月に国民年金に加入した際に、新たな国民年金手帳記号番号が付与され、交付された国民年金手帳にも、同年 1 月 11 日資格取得と記載されていたことが確認できることから、この時の加入は任意加入であったため、これ以前の期間である申立期間については、遡って国民年金に加入することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立人は、再度、申立てを行い申立期間以前の日付のある写真を新たな資料として提出したが、これは国民年金保険料の納付に直接関連するものではなく、かつ、申立人から再聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても平成 22 年 5 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立人は、再々度の申立てを行い、その中で、申立期間の国民年金保険

料を特例納付したとする新たな主張をしているが、i) 特例納付制度は強制加入被保険者を対象とするものであり、申立人は当該期間において任意加入被保険者であったことから、保険料を特例納付することはできない上、当時、特例納付できたのは昭和 45 年 6 月分までの保険料であることから、同年 12 月分までの保険料を納付したとする主張は不自然と言わざるを得ないこと、ii) 申立人は、当時の町役場の年金窓口担当者に当該期間に係る保険料を納めたと主張しているが、当該町役場では制度上できない任意加入期間についての保険料を遡って受領することは無かったとしており、また、申立人が納めたはずであると主張する当時の担当者は、「国民年金係では保険料の収納はしておらず、被保険者本人に役場内の出納室に行って納めてもらっていた。申立人から保険料を預かった覚えは無い。」と証言していること、iii) 申立人は、46 年 1 月に役場の年金窓口で当該期間の保険料を納付した際、その時点で所持していた 2 冊の国民年金手帳を持参したとしているが、これら 2 冊の手帳の氏名は、既に結婚していたにもかかわらず旧姓のまま変更されていない上、同年 1 月に新たに国民年金手帳記号番号が付与された新しい手帳が交付されているなど、申立内容に不合理な点もみられること、iv) 申立人が所持する 46 年 1 月に発行された国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、45 年 12 月以前の各月の欄には×印が付されており、保険料を納付することができない期間であることが明確に示されているとともに、これ以前に交付された 2 冊の国民年金手帳にも、申立期間の保険料に係る検認印は確認できないことや、再々申立てに当たっても、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再々申立てに対しても平成 22 年 11 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4 申立人は、4 回目の申立てを行い、その中で、昭和 46 年 1 月 11 日に町役場で国民年金の加入手続を行った際、42 年 7 月から 46 年 1 月までの 43 か月分の保険料を納付したとし、申立期間を当該期間に変更しているが、当該期間の保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無いこと、また、申立人の所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、申立期間のうち、46 年 1 月の保険料については、同年 3 月 30 日に保険料を納付したことを示す検認印が確認できる上、オンライン記録とも一致し、これ以外の期間については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この 4 回目の申立てに対しても平成 23 年 11 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

5 申立人は、5 回目の申立てを行うに当たり、昭和 46 年 1 月 11 日に町役

場で国民年金の加入手続を行った際、国民年金手帳の交付を受けるため同年1月及び42年6月から45年12月までの43か月分の保険料を納付し、さらに、窓口で勧められ、46年2月及び同年3月の保険料も納付したと主張し、申立期間を42年6月から45年12月までの期間に再度変更しているが、当該期間の保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この5回目の申立てに対しても平成24年8月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 6 今回、申立人は、6回目の申立てを行うに当たり、申立期間の保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無い。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 16 日から 50 年 6 月 16 日まで
昭和 48 年 10 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、会社名が変わることはあったが、途中で辞めたことは無く、57 年 3 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があるのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は申立期間に A 社において勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所が管理していた申立期間当時の社会保険の加入記録によると、申立人は同社で 2 度厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認でき、その記録はオンライン記録と一致するとともに、いずれも同一の厚生年金保険手帳記号番号により届け出られていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

さらに、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。